

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版](ダイヤモンド社、2016年)『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年)など

債務不履行

債務不履行の意味

「ガチャガチャ」と子どもの頃、呼んでいましたが、カプセルトイに夢中になった時期がありました。硬貨を入れてハンドルを回すドキドキ感、カプセルの落ちる音にボルテージが最高潮に達します。今どきのカプセルトイは、中身のクオリティーもすごいのです。夢中になり過ぎない冷静さが必要です。

さて、ある会社員がカプセルトイの「着ぐるみ消しゴム」シリーズを集めています。何の変哲もない事務用の消しゴムが可愛い動物などの着ぐるみを着ています(フィクションです)。全部で12種類あるのですが、何度チャレンジしても出てこないものがあり、コレクター友達から12種類セットで譲ってもらう約束(契約)を取りつけました。

「月末までに送ります」と言われて、代金と送料を振り込みましたが、期限までに約束のものが送られてきません。約束どおりに債務を果たさないことを**債務不履行**といますが、まさに債務不履行です。債務不履行には次の3つのケースがありますが、現時点で**履行遅滞**ということができます。

表 債務不履行の3つのケース

履行遅滞	債務の履行が遅れる場合
不完全履行	債務の履行が不完全である場合
履行不能	債務の履行ができない場合

なお、お金に関しては履行不能になることは

債務者が約束を果たさないとき、債権者はどんなことができるのか？それを考えます。

(本文中の括弧内の条文番号は民法)

ないとされています。「持ち金がないので返せない」と言っても、お金自体は世の中にいくらでもあります。頑張って稼ぐなどして返すことができるからです。

債務不履行の効果

債務不履行の場合、債務の性質がそれになじまない場合や履行不能の場合は別ですが、国に履行の強制を求めることができます(414条1項)。債権者といっても、債務者の家などに乗り込んでいって約束を果たさせることはできませんので(**自力救済の禁止**)、裁判所の力を借りて債務の履行を図るしくみが整えられています。

また、債務不履行があると、債権者はそれによって生じた**損害賠償**を債務者に請求することができます(415条1項)。例えば、飲食店用の店舗を月末に引き渡してくれるということだったので、借りたところ、引渡しが遅れ営業開始が遅れたとします。買ってあった材料がダメになったり、お願いしていたアルバイトさんにくらかお詫びのお金を渡さなければならないとしたら、それが損害となります。債務が強制的に実現されたときであっても、損害が生じている場合には損害賠償を求めることができます(414条2項)。この賠償責任から債務者が逃れるためには、債務不履行に陥ったのは自分のせいではないということを主張し、証明しなくてはなりません。損害賠償には、債務の履行に代えて行われる損害賠償もあります。これを**填補賠償**(415条2項)といいます。主に履行不能の

ときに問題となります。

(債務不履行による損害賠償)

第415条 略

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、^{また}又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

例えば、借りていた古い掛け軸を紛失してしまっただけのとき、掛け軸を返す代わりにその価値を損害賠償するといった場合がそれに当たります。

契約の解除

債務不履行の場合には**契約の解除権**も問題になります。相手方は相当の期間を定めて、履行するよう求め(催告し)、その期間内に履行がないとき、契約を解除することができます(541条)。ただ、条文では「不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」は解除できないとしています。しかし、どんな場合が「軽微」なのかは判断が難しい場合もあります。なお、お正月を過ぎても届かなかったおせち料理など、もはや催告する意味がありません。こうした場合、催告なしに解除することができます。

売主の担保責任

売買契約において不完全履行の場合、買主は**追完請求権**というものを行使することができます。追完請求できるのは、引き渡されたものが種類、品質、数量に関して契約の内容に適合し

ないときです。このとき買主は、3つのいずれかの方法で追完請求をすることができます。この3つとは、「**目的物の修補**」「**代替物の引渡し**」「**不足分の引渡し**」です。

着ぐるみ消しゴムシリーズでイメージすると、ある消しゴムの着ぐるみがほつれている場合に、きちっと修理してから送り返してもらうことを求めることができます。代替物の引渡しを求めることができるのですから、「代わりにちゃんとした品を送ってください」と言うこともできます。もし、11種類しかなくて、売主の手元に欠けた1種類があるなら、不足分を送ってもらって対応することもあるでしょう。この追完請求の条文(562条1項)には、こんな「ただし書き」もあります。「ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる」。ちょっとした修理で元どおりなのに、「新しいものでないと認めない!」などと買主側が駄々をこねるのは認められないというわけです。

また、こうした場合に、**代金減額請求**をすることもできます。追完請求に応えてくれないときなどに、「11種類でも取りあえずいいか、あと1種類はネットオークションで探そう」と減額を請求することもできます。もちろん、12種類セットでないと意味がない場合には、契約の解除をすることができます。なお、「種類や品質」に関する追完請求権や代金減額請求権は、買主が不適合を知ったときから1年以内にその旨を売主に通知しないと行使できません(566条)。

「限られた可能性の中で幸運が降りてくるのを待つ。ガチャガチャって人生そのものだよね」と昔、ガチャガチャ好きの友人が言っていました。そのときは、そんなものかなあと聞き流しましたが、案外、うまく言い当てているかもしれません。